

処遇改善手当の支給規程

【勤続年数加算(常勤介護職)】

1年未満	¥24,000-	5年以上7年未満	¥33,000-
1年以上3年未満	¥28,000-	7年以上10年未満	¥35,000-
3年以上5年未満	¥31,000-	10年以上	¥37,000-

【勤続年数加算(非常勤介護職)】

1年未満	+ ¥ 150/時給	4年以上7年未満	+ ¥ 200/時給
1年以上4年未満	+ ¥ 180/時給	7年以上	+ ¥ 210/時給

※8h～168h/月の勤務時間に比例して算出

【特務手当加算(常勤介護職)】

通所契約相談業務を担当	¥5,000-	早、遅、夜勤、土、日祝日の全ての勤務が可能	¥15,000-
中型及び小型車両送迎業務を担当	¥8,000-	早、遅、土、日祝日の全ての勤務が可能	¥8,000-
軽車両送迎業務を担当	¥4,000-	法人の辞令に従い、他のエリアに異動した者	¥10,000-
勤務拘束時間が9時間を超える通所業務に従事	¥5,000-	法人の辞令に従い、エリア内(部署移動含む)で異動した者	¥5,000-
通所業務全て（入浴・レク等）を担当	¥5,000-	夜勤5回/月以上の勤務（5回目以降、回毎にプラス支給）	¥1,000-
通所請求業務を担当	¥3,000-	※特務手当加算(常勤介護職)は上限25,000/月とする	

※異動手当の支給期間は6ヶ月とする

【特務手当加算(その他の常勤職員)】

土日、祝日、夜勤、全て勤務した者(常勤看護職)	¥12,000-
土日、祝日、早遅オンコール、全て勤務した者(常勤看護職)	¥22,000-
土日、祝日、早遅、全て勤務した者(常勤看護職)	¥12,000-
土日、祝日、早遅、何れか2つ以上勤務した者(常勤看護職)	¥7,000-
法人の辞令に従い、他のエリアに異動した者（常勤職員）	¥5,000～¥10,000-
夜勤5回/月以上の勤務をした者(常勤看護職)	¥3,000-
契約相談業務を担当した者(常勤事務職)	¥8,000-
中型及び小型車両の送迎業務を担当した者(常勤事務職)	¥7,000-
請求業務を担当した者(常勤事務職)	¥8,000-

※特務手当加算(常勤事務職)は上限20,000/月とする

『欠勤による減算』について

※異動手当の支給期間は6ヶ月とする

特務手当における処遇改善加算は、ひと月の業務を全うできたことが支給条件となる為、
欠勤・療養等で業務遂行が困難となった場合下記の通り計算して支給する。

【満額：欠勤0～2回】 【半額：欠勤3～4回】 【なし：欠勤5回以上】 (注)遅刻早退は0.5回で計算とする

【資格手当】

初任者研修修了者	¥6,000-
実務者研修修了者	¥10,000-
介護福祉士	¥17,000-

	【加算】	【計】
看護師	+ ¥7,000-	¥22,000-
准看護師	+ ¥5,000-	¥15,000-
主任介護支援専門員	+ ¥10,000-	¥30,000-
介護支援専門員	+ ¥5,000-	¥25,000-
社会福祉士	+ ¥5,000-	¥20,000-
社会福祉主事任用	+ ¥5,000-	¥5,000-

※複数算定不可

令和7年9月16日 改定

医療法人 慈厚会